

各 地 方 整 備 局 道 路 部 長  
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長  
独 立 行 政 法 人  
日 本 高 速 道 路 保 有 ・ 債 務 返 済 機 構 総 務 部 長

あて

国 土 交 通 省 道 路 局  
路 政 課 長

「占用料徴収事務の取扱いについて」の一部改正について

標記通達（平成8年1月26日付け建設省道政発第3号・第3号の2・第3号の3）の一部を次のように改正するので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 1 (4) 表題中「PHS無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局」を「無線基地局」に改める。
- 2 1 (4) 中「PHS無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局」を「工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局」に改める。

○占用料徴収事務の取扱いについて（平成8年1月26日付け建設省道政第3号建設省道路局路政課長通知）

（下線部分が改正箇所）

改正後	現 行
<p>1 （略）</p> <p>（4） 無線基地局の占用料について <u>工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局の占用料</u>については、基地局1基当たり政令で定める額の70%を減額する。</p>	<p>1 （略）</p> <p>（4） <u>PHS無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局の占</u>用料について <u>PHS無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局の占</u>用料については、基地局1基当たり政令で定める額の70%を減額する。</p>



国 道 利 第 3 7 号  
平成26年3月26日

高知県土木部長 殿

国土交通省道路局  
路 政 課



「占用料徴収事務の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別紙のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、  
参考までに送付します。  
なお、都道府県におかれては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこ  
の旨通知願います。